

琉球大学名誉教授称号授与規程

昭和51年1月27日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づく琉球大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号の授与に関し、必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者のうちから選考により授与する。

- (1) 教育上又は学術上特に功績があった者で、次に掲げる者
 - ア 琉球大学(以下「本学」という。)の教授として15年以上在職した者
 - イ 本学の教授として10年以上在職し、本学の学部、大学院及び教育研究施設等の創設又は発展のために特に功績があった者
 - ウ 本学の教授として10年以上在職し、本学の副学長、学部長、附属図書館長、病院長又はこれらに準ずる職を勤めた者
 - エ 本学の教授、准教授又は専任講師として在職し、ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞、日本芸術院賞、国内外の権威ある学会賞その他これらに準ずる賞を受賞した者
 - オ 本学の教授、准教授又は専任講師として在職し、イからエに準ずる者としてその者の所属する部局等の長が特に推薦する者
- (2) 本学の学長又は副学長として、大学の運営上特に功労顕著であった者(前号ウに規定する者を除く。)

(在職年数の通算)

第3条 前条の在職年数には、次の各号により換算された年数を通算することができる。ただし、本学の教授として5年以上在職した者に限りこれを適用する。

- (1) 本学准教授としての在職年数はその3分の2、専任講師としての在職年数はその2分の1
- (2) 琉球大学短期大学部教授としての在職年数は全年数、准教授としての在職年数はその3分の2、専任講師としての在職年数はその2分の1
- (3) 本学以外の大学(短期大学を除く。)の教授としての在職年数はその3分の2、准教授としての在職年数はその2分の1、専任講師としての在職年数はその3分の1
- (4) 短期大学(琉球大学短期大学部を除く。)又は高等専門学校の教授としての在職年数はその2分の1、准教授としての在職年数はその3分の1

(在職年数除算)

第4条 前2条に規定する在職年数には、次の期間を含まないものとする。

- (1) 国立大学法人琉球大学職員就業規則，国立大学法人琉球大学医学部・病院職員就業規則及び国立大学法人琉球大学熱帯生物圏研究センター西表実験所職員就業規則（以下、併せて「職員就業規則」という。）第22条第1号，第2号，第5号，第8号，第9号及び第10号に規定する休職
- (2) 職員就業規則第50条の2に規定する休業

(選考手続)

第5条 部局等の長は、その部局等に所属する退職予定者（当該年度途中で退職した者を含む。）のうち名誉教授の称号を授与するのにふさわしい者がいると認めるときは、学長に対し、学部にあつては教授会，学部以外の専任教員を有する教育研究組織等にあつては当該研究組織の運営委員会等の議を経て、名誉教授候補者として推薦する。

2 学長は、前項の推薦があつた場合及び他に名誉教授の称号を授与するのが適当であると認める者がいる場合は、教育研究評議会に、これらの者に対する名誉教授の称号授与について付議する。

3 学長は、前項の教育研究評議会及び役員会の議を経て、名誉教授の称号授与者を決定する。

(称号の授与及び時期)

第6条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の書面の交付をもつて行う。

2 名誉教授の称号の授与は、前条第3項の決定をした年度の翌年度の4月1日付けで行う。ただし、既に退職した者に対し、第2条第1号エに該当することを理由として授与する場合は、この限りではない。

(称号の取消し)

第7条 学長は、本学名誉教授の榮譽を汚す行為があり、その称号を保持するのに適当でないと認められる者に対しては、役員会の議を経て、称号の授与を取り消し、前条の書面を返付させる。

(称号授与対象外)

第8条 本学又は本学以外の大学等で、懲戒処分を受けた者に対しては、原則として名誉教授の称号は授与しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和51年1月27日から施行する。
- 2 琉球大学名誉教授称号授与規程（1964年9月25日理事会制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に名誉教授の称号を有する者は、この規則により名誉教授の称号を与えられたものとみなす。
- 4 この規程施行日前に本学を停年若しくは勸奨により退職した者については、第1項の規定にかかわらず、この規則に基づき名誉教授の称号を授与することができる。

附 則（昭和54年1月5日）

この規程は、昭和54年1月5日から施行する。

附 則（昭和55年2月2日）

この規程は、昭和55年2月2日から施行する。

附 則（平成元年2月21日）

この規程は、平成元年2月21日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成6年11月22日）

この規程は、平成6年11月22日から施行する。

附 則（平成7年3月28日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、機器分析センターに係る部分は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日）

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成15年1月28日）

この規程は、平成15年1月28日から施行する。

附 則（平成16年4月13日）

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

附 則（平成16年6月29日）

この規程は、平成16年6月29日から施行し、平成16年3月31日以降退職した者から適用する。

附 則（平成19年3月27日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条、第4条及び第5条の規定の適用については、この規程の施行前における助教授としての勤務年数は、准教授としての勤務年数とみなす。

附 則（平成20年2月18日）

この規程は、平成20年2月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成28年7月11日）

この規程は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和元年10月11日）

この規程は、令和元年10月11日から実施する。

附 則（令和2年11月25日）

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に名誉教授の称号を有する者は、この規程により名誉教授の称号を授与されたものとみなす。
- 3 琉球大学名誉教授称号授与規程に関する申合せ事項（昭和51年1月27日制定）は、廃止する。

附 則（令和3年9月29日）

この規程は、令和3年9月29日から施行する。

琉球大学名誉教授称号記

別紙様式

第 号

(氏 名)

○年○月○日生

琉球大学名誉教授の称号を

授与する

令和 年 月 日

国立大学法人琉球大学 印